

令和6年度第1回秦野市入札監視委員会議事概要

日 時	令和6年7月23日（火） 午後2時から午後4時50分まで	
場 所	秦野市役所 本庁舎5階5A会議室	
出席者	委 員	荒川委員長、桑原委員、鞠山委員、東島委員
	事務局	荘司課長、北村課長代理、青野主事

1 開 会

2 議 事

抽出案件の審議について

工 事	
案件番号	案件名称
1、2	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）照明設備更新工事（令和5年度ゼロ市債）
審議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が相当だったのかを確認したい。 ・ 随契となった経緯、理由は何かを確認したい。 	
回 答	
<p>本件の設計金額については最新の積算基準に則って算出しているため適正であり、不調となった理由は本市の最低制限価格が変動型の予定価格に基づくものであることが原因と考えられます。本市の工事入札では変動型の予定価格に基づき、90%の最低制限価格を設定しています。改めて概要をご説明しますと、本市の予定価格は、事前公表する設計金額に対し、99.0%から0.1刻みで100%までのいずれかの割合を乗じた額となります。この11通りのうちどの値になるかは、入札額の合計を11で割った余りで決まります。最低制限価格は一律90%ですが、予定価格が11で割った余りで変動しますので、最低制限価格も11通りに分かれることとなります。</p> <p>入札参加者は、この仕組みを理解して入札を行いますので、実態として参加者は予定価格率が99.0から100%の間のどの値になるかを予想して入札</p>	

していると思われます。今回、予定価格率が 99.7%であった一方で、応札のすべてが 99.6%以下の予定価格率を予想して入札した額であったために最低制限価格を下回り、不調となったものと考えられます。

続いて、随契の理由ですが、文化会館では、今年の 7 月以降に特定天井等の大規模改修を予定しており、今回の照明工事については、この大規模改修との工期が重ならないように設定し、3 月中の契約を予定していました。

通常であれば再度入札公告を行うところですが、その場合、契約が 4 月下旬になってしまい、後続の大規模改修工事の工期に影響があることから、早期契約締結を目的に随意契約を行いました。

なお、入札に参加した 10 者に見積りを依頼しましたが、結果として見積提出は 6 者にとどまりました。

委員意見等

特になし

工 事

案件番号	案件名称
3	クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）特定天井等改修工事（令和 6 年度継続費設定）
審議内容	
・入札不調後のその後の顛末。	
回 答	
<p>本工事は、文化会館の特定天井等を改修するもので、登録業種を建築一式工事として 2 者による J V を参加条件として発注しました。J V の代表構成員には神奈川県内本支店の事業者、もう一方を市内事業者とし、代表構成員には特定天井の施工実績があることを求めています。</p> <p>しかし、応札した 1 者の額が設計金額を上回っていたため、入札不調となりました。</p> <p>その後の経過でございますが、本件は現在進行中の案件でございます、再度の入札公告に向けて設計の見直し作業を行っております。特殊な工事であるため、もともと多くの入札参加は見込んでいませんでしたが、なぜこれほどの差が出てしまったのかについては、明確な理由はわかりません。</p>	

再公告に当たっては、予算の範囲内でできることを見極めて発注する予定です。

委員意見等

特になし

コ ン サ ル

案件番号

案件名称

4

令和6年度秦野市保健福祉センター空調設備更新基本設計委託業務

審議内容

落札者の入札価格が大幅に低い理由は何か。

回 答

本件は、保健福祉センター空調設備を更新するための基本設計を委託するものです。登録業種を設備設計、所在地要件は神奈川県又は東京都内の本支店を対象に発注しました。特別な資格は設けておりません。

本業務の設計は、積算基準書ではなく、見積りをもとに作成しています。金額の内訳は、大半が人件費であり、企業努力によって入札価格が低くなったことが考えられます。また、入札参加者により得意、不得意があるものと考えられ、事業者の能力次第で価格差が発生したものと推測します。

事前の参考見積を徴取した業者のうち一番安くて約1,000万円、一番高くて約6,000万円と、仕様が固まっていない段階ではありますが、会社によって大きな開きがありました。

委員意見等

参考見積金額や入札金額に大きく開きがある中でそのまま発注しているのは少し疑問が残る。

委 託

案件番号

案件名称

5

令和5年度秦野市浄水管理センター等維持管理委託業務（長期継続契約）

審議内容

・応札者が1者のみであり、高落札率となった経緯は何か。

・所在地要件を G（全国）とする必要性は何か。	
回 答	
<p>本件は浄水管理センター水処理業務等の維持管理業務を委託するものです。</p> <p>登録業種を「汚水処理施設等保守管理の委託」として全国の業者に発注しました。資格としては下水道処理施設維持管理業者登録規程による登録を受けている者であることのほか、設計図書の中でも各種の資格要件を定めています。</p> <p>本維持管理業務は、業務が多岐にわたっており、それぞれに資格のある従事者の配置が必要です。落札額の 3,000 万円は月額で、総額では 3 年で約 10 億円の大型契約となっています。</p> <p>また、本業務は処理場を有する全国の自治体で発注されており、必要とする資格、配置する人員も多いことから、新規参入は難しく、1 者の応札になったものと考えています。なお、担当課に確認したところ処理場ができた昭和 55 年から今の業者が引き続いて受注しているとのことでした。</p> <p>高落札率となった理由は、参考見積を聴取した業者のみの応札であったこと、また、所在地要件を全国とする理由は、参加者数が少ないことが予想されるため、最大限に範囲を広げたものです。</p>	
委員意見等	
リスク分散のためにも、他の事業者へ見積だけでももらった方がいいのではないか。	

委 託	
案件番号	案件名称
6	和 5 年度秦野市浄水管理センター砂ろ過設備ろ過材交換委託業務
審議内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者が 1 者のみであり、高落札率となった経緯は何か。 ・ 所在地要件を全国とする必要性は何か。 	
回 答	
<p>本件は、秦野市浄水管理センターに設置する汚水処理水再生用砂ろ過設備のろ過材の交換を行い、ろ過効率の回復と設備機能の維持を目的とするもの</p>	

です。砂ろ過設備とは、下水処理の最終工程が終わった水を施設内で再利用する前に砂などを取り除く設備です。

登録業種を「汚水処理施設等保守管理の委託」又は「その他の業務請負等委託」とし、所在地要件は全国としました。特別な資格要件は設けていません。

本件は、下水道施設の保守を目的としたろ過材交換であり、10年に一回、実施しています。この作業には下水道施設の構造や機械器具類に係る知識と、実務の経験が必要となり、請け負える業者が限られることから、入札が1者のみとなったものと考えます。

また、参加者が少ないことが見込まれるため高落札率となったものと考えます。所在地要件についても同様の理由で競争性確保の観点から全国としています。

委員意見等

大きな業務を市外の大きな会社が受けていることが多いが、災害が起こった時等危機管理の面からリスクがある。すべてを市内業者でできるとは思わないが、維持管理がずっと同じ事業者というのは少し気になる。

委 託

案件番号	案件名称
7	令和6年度クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）備品等搬出保管委託業務 （参考：令和6年度クアーズテック秦野カルチャーホール（文化会館）ピアノ搬出保管等委託業務）
審議内容	
・ピアノ搬出保管等委託と比較して、同じような業務のように見えるが、落札率が違いすぎる。理由は何か。予定価格の根拠は何か。	
回 答	
備品等搬出保管は、日本通運からの事前見積りにより設計し、日本通運が落札していますが、参考にあるピアノ搬出保管では、精密機器のため他の業者に見積りを取り設計しましたが、落札したのは日本通運でした。 そのため、落札率に差が出たものと考えています。	
委員意見等	

参考見積を複数者から徴取すること。また、同種業務の受注実績をすべての要件に設ける必要性があるのか。

委 託	
案件番号	案件名称
8	令和6年度秦野市立公民館エレベーター保守点検委託業務 (長期継続契約)
審議内容	
・入札金額が1回目と2回目で違いすぎるが理由は何か。	
回 答	
<p>本件については、応札した業者の単純なミスが原因となります。本業務は、公民館のエレベーターの保守点検を委託するもので、3年間の長期継続契約となります。概要書上で入札書の記載金額として月額で契約することとするので、入札は必ず「月額」で行うこととしています。</p> <p>この記載を見落としていたのが原因で1回目と2回目の金額に差が生じています。</p>	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
9	令和6年度水道事業水質検査委託業務（単価契約）（長期継続契約）
審議内容	
・1回目に全員が予価超過した理由と応札者のうち2者の入札金額が同じ理由。	
回 答	
<p>本業務は、水道法等に基づく水質検査を実施するものです。</p> <p>登録業種を「検査業務委託」とし、所在地要件は「なし」で全国の業者を対象として発注しました。</p> <p>開札結果について、設計金額及び予定価格は29,430,900円で、1回目の入</p>	

札ではすべて予定価格超過となりました。続いて翌日の再入札結果が、次 2 者辞退、3 者応札により総合環境分析が 26,700,000 円で落札しました。落札率は 90.72%です。

続いて、1 回目に全員が予価超過した理由ですが、積算用の参考見積の提出から入札までの期間にヘリウムガス等の資材価格が高騰しているなどの影響が考えられます。なお、参考見積の額は、いずれも今回の予定価格よりも高い見積になっています。なぜ今回の設計金額がこれらより安いかといいますと、設計に当たり、過去の落札率にばらつきがあり、60%台で落札されたこともあるため、ある程度の落札率を加味して設計額を算定したことによるものです。

なお、1 回目で 2 者が同じ入札額になったことについては、偶然である可能性が高く、明確な理由はわかりません。

委員意見等

特になし

委 託

案件番号	案件名称
10	令和 6 年度秦野市議会会議録調製等委託業務（単価契約） （長期継続契約）
審議内容	
・ 応札者が 1 者のみであり、落札率 100%となった経緯を確認したい。また、所在地要件を全国とする必要性を確認したい。	
回 答	
<p>本業務は、音声データをもとに市議会の会議録を作成するものです。</p> <p>登録業種を「その他の業務請負等委託」及び「オフセット印刷」とし、所在地要件は「なし」で全国を対象として発注しました。</p> <p>設計金額及び予定価格は 9,508,050 円、1 者の応札で、落札者は大和速記情報センター、金額は 9,508,050 円、落札率は 100%です。</p> <p>応札者が 1 者のみで、落札率 100%となった経緯ですが、事前に 3 者から見積りを徴取し、最も安い金額をもとに設計金額を算定しましたが、実際に落札した業者もその見積りを徴取した業者であったために 100%となったものです。また、3 年前の前回入札も応札が 1 者であり、参加者が多く見込め</p>	

ないことから、所在地要件を全国としたものです。	
委員意見等	
特になし	

委 託	
案件番号	案件名称
11～19	令和6年度秦野市立学校業務員業務委託業務（その1）（長期継続契約） ほか8件
審議内容	
<p>・その1から9まで同種の委託案件であり、いずれも高落札率案件であるため、落札した事業者の状況を確認したい（特定の1者が一括して落札しているのか、均等に分散して落札しているのか）。</p>	
回 答	
<p>本業務は、学校の業務員としての業務を委託するものです。登録業種を「庁舎等建物又はその敷地の維持管理に必要な清掃の請負」として、市内本店を対象として発注しました。</p> <p>設計金額及び予定価格は、18,426,000円、3者が応札しましたが、すべて予定価格を超過したため、翌日の再入札となりました。再入札では2者が辞退し、応札1者で日動計画が18,144,000円で落札しました。落札率は98.46%です。設計金額が異なる「その5」を除き、すべて同じ結果となりました。落札状況についてご説明します。落札者は株式会社日動計画で、全ての案件を1者が落札しています。また、落札率が高い理由は、参考見積書を徴取し、設計の参考とした事業者が落札したためだと考えられます。</p> <p>なお、本件は市内業者の受注機会を拡大する観点から、業務を分割して発注していますが、結果としては1者による受注となっています。</p>	
委員意見等	
特になし	

物 件	
案件番号	案件名称
20～31	令和6年度定期予防接種ワクチン（五種混合）（単価契約） ほか11件

<p>審議内容</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 3 者のうち、予価超過が 2 者いる一方で、落札価格は予定価格と一致し、落札率 100%となった経緯を確認したい。 ・ いずれも 3 者入札で、いずれも予定価格の 100%の落札価格であることから 3 者の談合が疑われる。 ・ 落札した事業者の状況を確認したい（特定の 1 者が一括して落札しているのか、均等に分散して落札しているのか。）
<p>回 答</p>
<p>本件は、予防接種ワクチンを購入するもので、以下No.31 までワクチンの種類別に入札を実施しています。いずれも登録業種は「医療用薬品・衛生材料」で市内に本支店がある業者に発注しています。</p> <p>ヒブワクチンのみ落札率 98.36%ですが、それ以外はすべて 100%の落札率です。入札参加者は、すべての案件で市内の薬局 3 者となっています。</p> <p>なお、落札状況ですが、12 件の発注数のうち、神原薬局が 3 件、わかば調剤薬局が 5 件、十全堂が 4 件となっています。</p> <p>ほぼすべての案件で落札者が 100%、ほかの 2 者が予定価格超過という理由、そしてこれは談合ではないかというご意見がありました。基本的に設計金額は毎年同じであり、薬価に変更があるとその 3 者からの見積を取って設計額を決定しているため、設計額が予測されやすくなっています。このことから、100%という落札率で高止まりしているものと考えています。他の 2 者が予定価格超過ということの理由はわかりません。</p> <p>ただ、3 者ともに大手の卸売業者から仕入れていることから、その 3 者の上乘せ分が発生している状況があり、担当課では今年、設計額の見直しを検討しているところでございます。</p>
<p>委員意見等</p>
<p>市内 3 者だから競争が働いていない状況だと思いますが、市内に限らないといけない理由はあるのか。</p> <p>裁判所は、入札の所在地要件で制限を課すことには「違法」と出す判例もあるので、市内で 3 者だけでやるというのは緊急のために必要やむを得ない等の何か理由がないとそう簡単に市内発注というのは違和感があります。</p>

3 閉 会